

いじめのない 笑顔あふれる学校を



あさひかわしりつたかだいしょうがっこう
旭川市立高台小学校

ねん
年

くみ
組

なまえ
名前

1

はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなさと決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんながいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2

いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

いじめを生み出さないために

こんなことを心^{こころ}がけて生活^{せいかつ}します

- いじめは、「人^{ひと}として許^{ゆる}されない」という強^{つよ}い心^{こころ}をもちます。
- 友^{とも}だちのよさや、自^じ分^{ぶん}とのちがいを認^{みと}めます。
- 相^あ手^ての気^き持^もちを考^{かん}えて、話^はしたり行^{こう}動^{どう}したりします。
- 社^{しゃ}会^{かい}のル^るールや学^が校^{こう}のきまりを守^{まも}って、落^おち着^ついた生^{せい}活^{かつ}をします。
- 友^{とも}だちと協^き力^{りよく}しながら係^かりかっ^{かつ}どうぎ^ぎょう^{よう}し^すと^とく^くを組み^くみます。
- 体^{たい}験^{げん}活^{かつ}動^{どう}やボラ^ぼラン^{らん}ティア活^{かつ}動^{どう}に取^とり組^くみ、友^{とも}だちと仲^{なか}よくし^します。
- パソ^けコン^いや携^け帯^{たい}電^{でん}話^わ、スマ^まート^とフ^ふォン^んは、ル^るールを守^{まも}って使^{つか}います。
- 自^じ分^{ぶん}や友^{とも}だちを大^{たい}切^{せつ}にし^します。

もし、いじめられたときは

- 一^{ひとり}人でなやまず、先^{せん}生^{せい}方^がや家^か族^{ぞく}などのお^おと^とな^なや友^{とも}だち^ちに相^{そう}談^{だん}し^します。

いじめを「見^みた」「聞^きいた」「相^{そう}談^{だん}された」ときは

- 知^しらないふ^ふりをしな^しないで、勇^{ゆう}気^きをも^もって助^{たす}けます。
- いじめをやめさせたり、先^{せん}生^{せい}方^がや家^か族^{ぞく}に伝^{つた}えたりし^します。
- いじめられてい^いる人^{ひと}に、先^{せん}生^{せい}方^がや家^か族^{ぞく}に相^{そう}談^{だん}するよ^ように話^はし^します。

いじめのない学^が校^{こう}をつ^つく^くるた^ために私^わた^たち^ちが^がで^でき^きるこ^こと



高^{しょう}台^が小^が学^が校^{こう} スト^すッ^とプ^ぷい^いじ^じめ^め宣^{せん}言^{げん}

4

いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する（*くわしくは4ページ）など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<ul style="list-style-type: none"> □いじめから守ります。 □心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 □必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 □二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 □いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 □これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 □必要があれば、警察などに相談します。 □二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 □いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 □いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 □みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
家の人に	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> □いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを知らせてくれた人 □秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。 □家の人に協力してもらうときには、説明をします。

6

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

あさひかわし こ
でんわばんごう
 <電話番号>

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

こ
うけつけじかん
 <受付時間> 月・木 8:45~20:00
 か すい きん
 火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

こ
でんわばんごう
 <電話番号>

0120-3882-56

ほっかいどうきょういくいいんかい
うけつけじかん
 <受付時間>

まいにち じかん
 毎日24時間

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

こ
でんわばんごう
 <電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

こ
うけつけじかん
 <受付時間> 月~金 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

あさひかわほうむしょうねんしえん
でんわばんごう
 <電話番号>

0166-31-5511

あさひかわしょうねんかんべつしょ
うけつけじかん
 <受付時間>

げつ きん
 月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

ほう
でんわばんごう
 <電話番号>

050-3383-5566

あさひかわ
うけつけじかん
 <受付時間>

げつ きん
 月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…

- ①せんせいやおうちのひとにもうしこんでもらう。
- ②「心のアンテナ (せいとしどうだより)」で申し込むことができます。(1年に2・3回)



～いじめのない^{えがお}笑顔あふれる^{がっこう}学校を～

